

京都府地球温暖化対策条例施行規則（平成18年京都府規則第19号） 新旧対照表（本文）

現 行	改 正 案	備 考
<p>(環境マネジメントシステム)</p> <p>第7条 条例第9条第2号の規則で定める環境マネジメントシステムは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 国際標準化機構の規格14001に適合する仕組み</p> <p>(2) 特定非営利活動法人KES環境機構のKES・環境マネジメントシステム・スタンダードに適合する仕組み</p> <p>(3) <u>財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター</u>が実施するエコアクション21認証・登録制度の認証及び登録を受けた事業者が構築した環境経営システム</p> <p>(4) その他知事が適当と認めるもの</p> <p>(事業者の温室効果ガスの排出の量の削減に算定することができる取組)</p> <p>第8条 条例第9条第3号の規則で定める事業者の温室効果ガスの排出の量の削減に算定することができる取組は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 知事が認める機関が承認し、又は確認する温室効果ガスの排出量の削減事業又は吸収事業に係るもの</p> <p>(2) その他知事が適当と認めるもの</p>	<p>(環境マネジメントシステム)</p> <p>第7条 条例第9条第2号の規則で定める環境マネジメントシステムは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 国際標準化機構の規格14001に適合する仕組み</p> <p>(2) 特定非営利活動法人KES環境機構のKES・環境マネジメントシステム・スタンダードに適合する仕組み</p> <p>(3) <u>一般財団法人持続性推進機構</u>が実施するエコアクション21認証・登録制度の認証及び登録を受けた事業者が構築した環境経営システム</p> <p>(4) その他知事が適当と認めるもの</p> <p>(事業者の温室効果ガスの排出の量の削減に算定することができる取組)</p> <p>第8条 条例第9条第3号の規則で定める事業者の温室効果ガスの排出の量の削減に算定することができる取組は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 知事が認める機関が<u>認証</u>し、又は確認する温室効果ガスの排出量の削減事業又は吸収事業に係るもの</p> <p>(2) その他知事が適当と認めるもの</p> <p><u>(府内産木材等)</u></p> <p>第11条の2 条例第13条第3号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 府内において産出された木材又は府内において産出された木材を相当量使用した合板等（合板その他の木製品（建築物の建築材料として使用されるものに限る。）をいう。以下同じ。）であって、次に掲げるもの</p> <p><u>ア 木材等（木材及び合板等をいう。以下同じ。）の産出（これらの材料となる立木の伐採を含む。以下同じ。）が地球温暖化の防止等地球環境の保全に配慮されたものであることの認証をすることができる機関として知事が認める機関の当該認証を受けたもの</u></p> <p><u>イ その他木材等の産出が地球温暖化の防止等地球環境の保全に配慮されたものであることを証明することができるもの</u></p> <p>(2) 府内の市町村において、木材等の産出が地球温暖化の防止等地球環境の保全に配慮してなされることに資する目的で木材の産出に関する</p>	

(特定建築物)

第22条 条例第22条第2項の規則で定める規模は、床面積（同条に規定する増築等の場合にあつては、当該増築等に係る部分の床面積）の合計が2,000平方メートルとする。

2 条例第22条第2項の規則で定める増築等は、建築物の増築であつて床面積の増加を伴うものとする。

(緑化計画書の作成等)

第32条 条例第28条の規定による緑化計画書の作成は、緑化計画書（別記第11号様式）に、位置図、緑化計画平面図、建物立面図その他知事が必要と認める書類を添付して行うものとする。

2 条例第28条の規定による緑化計画書の提出は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請の日又は同法第18条第2項の規定による通知の日の30日前まで行うものとする。

表示を当該木材に行う取組が実施されている場合であつて、当該取組を知事が適当と認めるときの当該表示が行われた木材等

(3) 外国において産出された木材等であつて、第1号ア又はイに掲げるもの

(特定建築物)

第22条 条例第22条第2項の規則で定める規模は、床面積（同項に規定する増築等の場合にあつては、当該増築等に係る部分に限る。第3項において同じ。）の合計が2,000平方メートルとする。

2 条例第22条第2項の規則で定める増築等は、建築物の増築であつて床面積の増加を伴うものとする。

3 条例第22条第2項の規則で定める基準は、特定建築物に使用すべき府内産木材等の体積（単位は、立方メートルとする。）の数値が、当該建築物におけるそれぞれの居室（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第4号に規定する居室に該当するものをいい、次に掲げる居室に該当するものを除く。）の床面積（単位は、平方メートルとする。）の数値の平方根の総和に100分の1を乗じて得た数値以上であることとする。

(1) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条第2項、第3項、第5項又は第6項の規定により当該居室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを同条第1項第2号に掲げる仕上げとしなければならない居室

(2) 当該居室の利用形態その他の状況により木材等をその建築材料として使用することが困難な居室として知事が認める居室

4 条例第22条第3項の規則で定める基準は、特定建築物に導入すべき再生可能エネルギーを利用するための設備から得られる熱及び電気の量を、それぞれ地球温暖化対策指針で定めるところにより石油等の一次エネルギーの熱量に換算して得られた量の合計が、1年当たり3万メガジュール以上であることとする。

(緑化計画書の作成等)

第32条 条例第28条の規定による緑化計画書の作成は、緑化計画書（別記第11号様式）に、位置図、緑化計画平面図、建物立面図その他知事が必要と認める書類を添付して行うものとする。

2 条例第28条の規定による緑化計画書の提出は、建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請の日又は同法第18条第2項の規定による通知の日の30日前までに行うものとする。

別表（第29条関係）

特定緑化建築物の緑化基準

区分	緑化の基準
1 地上部	緑化面積が次のア又はイに掲げる算式により算出した面積のいずれか小さい方の面積以上であること。 ア $(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 15\%$ イ $(\text{敷地面積} - (\text{敷地面積} \times \text{建ぺい率} \times 0.8)) \times 15\%$
2 建築物上	緑化面積が屋上面積の20パーセント以上であること。

備考

1 「敷地」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。

2～12 略

別表（第29条関係）

特定緑化建築物の緑化基準

区分	緑化の基準
1 地上部	緑化面積が次のア又はイに掲げる算式により算出した面積のいずれか小さい方の面積以上であること。 ア $(\text{敷地面積} - \text{建築面積}) \times 15\%$ イ $(\text{敷地面積} - (\text{敷地面積} \times \text{建ぺい率} \times 0.8)) \times 15\%$
2 建築物上	緑化面積が屋上面積の20パーセント以上であること。

備考

1 「敷地」とは、建築基準法施行令第1条第1号に規定する敷地をいう。

2～12 略